

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 各委員意見の整理

1 差別全体に関する実態の認識について

- これまで参考人の方々に様々な分野の差別の実態をお聞きし、あらためて差別解消に向けた取り組みを加速化させる必要があると感じた。（石垣委員）
- 差別はなくなっていない、差別の実態があることが多くの参考人から語られた。（小島委員）
- 差別問題の解決の責任が、被差別側に押し付けられている現実があり、権利侵害を受けた人たちが、名誉回復をする仕組みが不十分。 [7/13 松村参考人]

↓

人権侵害、差別を受けたのに、声を上げられないという素地が三重県にはあるという認識が、コロナ禍での誹謗中傷を見たときに必要なのではないか。

三重県での人権侵害 2019 年調査では、何もせずガマンした人が 46.9%。

既存差別すら、相談していない実態があり、報告にも反映されない現状。（小島委員）

- 県民の中に様々な差別により苦しんでいる人が現にいるという実態から出発すべき。（小島委員）
- 今回の聞き取りにより、差別の対象は幅広くそれぞれの局面で人間の尊厳を著しく踏みにじるものが多く存在する事実が明確になった。（……）アンケート調査の結果は、人権擁護に対する意識の向上は進んでいるが、今、まだ差別の存在の事実がある事を多くの県民が認めており、参考人聴取から得た意見と合致するものである。（藤田委員）
- 特に結婚についての差別は深刻な問題としてとらえるべきである。（藤田委員）
- 参考人からの聞き取りではっきりしたのは現代社会にあっても多くの様々な差別が存在していること。そのことによって今なお差別という被害を受けている人がいるということ。にもかかわらず、部落差別やヘイトによる差別のように法律ができても各県や市町村において条例化が進んでいないということ。（中村委員）

2 分野別の差別に関する課題について

【新型コロナウイルス感染症に関する差別等】

- 新型コロナウイルス感染症に関する新たな差別事案があり、早急に対策を打つ必要がある。（石垣委員）
- 新型コロナを契機にして、ヘイトスピーチ等さまざまな既存の差別と結びついて人権侵害が行われていることから、日頃からの教育の重要さを認識しました。（稻森委員）
- 参考人からの聞き取りではっきりしたのは（……）新型コロナ感染症発生により、既存の差別がさらに浮き彫りになり深刻になってきていること。（中村委員）
- 新型コロナによって既存の差別が酷くなっている、拡大しているという事は事実確認がなされているとは言いがたい。（小林（貴）委員）

【インターネットによる人権侵害】

- 正しいことを教育・啓発で知らせていかないと、寝た子を起こすなでは済まない実態がある。今は「ネットで起こされる」時代。部落の地名や個人情報がさらされる社会の中で、不安を感じずに生きていくように、実効性のある条例の制定を望む。[8/24 原田参考人]
　　というご意見があり、インターネット内での差別を注視する必要がある。（小島委員）
- 佐藤参考人から、SNS が普及し始めた時から差別は拡大している。SNS は、うわさやデマを広げて加速させる。コロナ差別があるから一緒にということではなく、もう付け加えられてネットや SNS の普及とともにどんどん拡大しているとの発言があった。法的にも規制が多いが、対策を急ぐ必要がある。（中村委員）

【部落差別】

- 部落差別については3人の参考人から具体的な差別事例を挙げて紹介をいたいた。自分も被差別部落が同和行政によって環境改善されていく状況を見てきており、見た目（住環境）の環境整備は進んだと思っている。しかし、様々な形で起きている結婚差別、職場での差別、学校での体験など、参考人の体験や紹介事例を聞くと、まだまだ心の差別は残っていることと、インターネットによる被差別部落名の掲載（部落地名総鑑など）によるネット上の公開によって被害が出ている現実があることや、コロナに便乗した誹謗中傷が起きていることから、こうした課題をしっかりと把握し実効性のある条例を策定する必要がある。（中村委員）
- 部落問題については解消法の附帯決議を重視し新たな差別を作ることのないよう留意する。（山本（里）委員）

【女性・性に関する差別】

- 社会構造としての男女差別がある。ジェンダーギャップ指数は2019年、153か国中121位。政治が144位、経済が115位。男性優位の分野で伸びが全く見られない。女性差別の問題は、社会構造のなかで起こっているものであり、性の多様性とは別問題だと考える。（小島委員）
- 性犯罪・性暴力被害に関して、「社会が望む被害者像を求められる」この言葉にハッさせられた。この圧力に傷つき、更なる被害を受けていくのだとしたら、マジョリティの問題。（小島委員）
- 先般NHKテレビでコロナ禍による女性への影響を放送していたが、飲食店をはじめコロナ不況で多くの従業員が職を失っている。小川参考人が指摘した非正規雇用の状況にある女性の割合が多く、シングルマザーの苦しい生活も紹介されていたが、三重県の状況も調査する必要がある。（中村委員）
- 柳谷参考人の性被害体験を交えた話はまさに女性差別の典型である。（中村委員）

【外国人に対する差別】

- ヘイトスピーチについては、70%近い人が人権を侵害しており許されないことだと思っている、との結果が出ている。(藤田委員)
- 2018年8月に人種差別撤廃委員会から日本に勧告された指摘事項の中に、ヘイトスピーチとヘイトクライムに関する内容が含まれている。(インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が継続していること等) このような指摘事項の調査も必要。(中村委員)

3 差別解消に向けての基本的考え方について

【差別解消に関する条約等の理念の尊重】

- 差別の解消に関する条約の基本となるのが世界人権宣言及び国際人権規約である。日本は国際人権規約のうちの自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)を批准している。この規約の中に、締結国の義務として、「各締約国は各領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する」とある。(自由権規約第2条1締約国の実施義務)

また、26条で「すべてのものは、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」とある。

2014年8月、自由規約委員会からの勧告でヘイトスピーチと人種差別が厳しく取り上げられているが、国は十分な対策をとっていない。三重県は差別解消の条例を検討していく中で、こうした理念を柱にしていく必要がある。(中村委員)

【人権3法への対応】

- 2016年に施行された「人権3法」のうち、県条例のないヘイトスピーチ、部落差別の解消を具体化するための県条例の制定が必要であると考えます。(稻森委員)
- これまで人権三法と言われる法律が制定され、障がい者差別、部落差別、ヘイトスピーチによる外国人差別のそれぞれの差別解消に対する対応を自治体に求めている。(藤田委員)
- 人権3法(障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法)については障害者差別解消法のみが条例化されただけとなっている。ヘイト差別、部落差別については、法でそれぞれ地方自治体の責務も決められており、この機会に三重県として差別解消条例の中へ組み込んでいくことは当然と考える。(中村委員)

【差別防止の必要性】

- 差別事件が起こってからの対処をいくらしても、聞いたこと、体験したことは消えてなくなる。前もってどう防止するかが大切。(小島委員)
- 意図的な差別と無意識の差別への対応が課題。
※後者は前者以上に差別する側に罪悪感はなく、受ける側だけが傷つき、耐える状態となる
→発見しにくい、見えにくい差別(山内委員)
- 差別が無くならない原因へのアプローチが課題。
※差別の禁止というより、その解消に向けた差別(行為)発生のプロセスへのアプローチ(山内委員)
- 尊厳をもって他者と接する(他者の人権を認める)ことで発生する他者への影響について。(山内委員)
- 尊厳が尊重されるための要素を盛り込むことが必要。
※アイデンティティーを受入れる、仲間に迎え入れる、安心できる場をつくる、存在を認める、価値を認める、公正に扱う、善意に解釈する、理解しようと努める、自立を後押しする、言動に責任を持つ 等々(山内委員)
- 二次被害、連鎖被害を防ぐようにすることが必要。(山本(里)委員)
- 差別解消に効果が期待できる条例の在り方について再度確認(抑止と救済)。(東委員)
- 差別は色々な場面で行われているため、それぞれの特性に応じた具体的な内容で表し、人権を守り被害者を生じさせない(……)対応を本特別委員会は責任を持って行うべきと考える。(藤田委員)

【差別の禁止】

- 差別は法律で禁止する必要があると考える県民の割合について
68.2% (平成24年比 +5.1%、平成16年比 +9.4%)
この調査結果から、昨今の状況において県民が差別を法的に禁止する必要性を感じていると考えられる。(小島委員)
- 「私たちはいかなる人種差別も容認しません」と明言し、差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信するものとする必要。(山本(里)委員)
- 差別行為は状況が様々であり、何が差別なのか定義することは難しい。定義できないものを禁止することは不合理である。(小林(貴)委員)
- 差別が無くならない原因へのアプローチが課題。
※差別の禁止というより、その解消に向けた差別(行為)発生のプロセスへのアプローチ(山内委員・再掲)

【マジョリティ／マイノリティについて】

- 障がい者差別解消条例では、障がい者に問題があるのではなく、周りに課題があるとした社会モデルを明確に打ち出している。差別の問題も、マジョリティ・差別をする側の問題であり、被差別の側は人権侵害の被害者である、ということをはっきり持って条例検討をすべきである。（小島委員）
- マジョリティは当事者性を持っていない。
⇒マイノリティが差別を受けるということを引き受けながら、不当性、構造や仕組みを変えてくれと声を上げ続けることを負わされている社会があるという認識を持つ必要がある。（小島委員）
- 憲法第14条には、「法の下の平等」とともに「政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とある。すべての国民に差別されない権利があるにも関わらず、差別が現存する。「差別を受けない特権を自分は持っているかもしれない」という認識、社会構造上、被差別の側にまわらない属性が自分自身にどれくらいあるのかという認識、を自覚しつつ、人権侵害の被害の現実を受け止めるべき。（小島委員）
- 傍観者へのアプローチが必要。（山内委員）
- 差別に遭遇したら、その場にいた人も反差別の姿勢を示すことを促すことを推奨することが必要。（山本（里）委員）

【差別の定義】

- 人権や差別の定義において世界人権宣言、日本国憲法の内容に沿うことが必要。
※人種、皮膚の色、言語、宗教（山内委員）
- 全ての人間に人権 個人の尊厳が尊重され、個人のあらゆる分野における市民生活全般に於いて、自由で平等な活動の享有が保障される権利 が保障されなければならない。その人権を 個人を有する集団の中に属させ、その集団を不当な区別、排除、制限等をもって、その人の尊厳を踏みにじり、市民生活における不平等、不自由を強いる事が差別に当たると考える。（藤田委員）
- 差別行為は状況が様々であり、何が差別なのか定義することは難しい。定義できないものを禁止することは不合理である。（小林（貴）委員・再掲）

4 差別解消に向けた方策について

【差別の実態調査】

- 行政からの差別の実態の情報は少なく県、市町、NPOなど関連機関や支援団体が連携して埋もれている差別の実態を調査する必要があるということ。（中村委員）

【教育・啓発】

- 人権啓発の課題：啓発を受ける仕組みが必要
研修会等に一度も参加したことがない：83.4%（平成24年比 +5.6%）

↓

今までの施策の効果を検証する必要があると考える。（小島委員）
- 「啓発や教育の質と量が、早期に差別解消に寄与するほどの状況にはない。既存人権条例は差別の未然防止や規制という点に関しての効果を成していない。」〔7/13 松村参考人〕
差別はいけないという認識の広がりがある。←人権条例の成果？
しかし、差別行為に歯止めをかけるには至っていない状況があると考える。（小島委員）
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条への取組を具体的に示すことが必要。
※国民の発達段階に応じ、体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手段の採用（山内委員）
- 他者の苦痛を想像する、自分事として捉える習慣（運動）作りが必要。（山内委員）
- 差別は誰にでも起こり得る現象であるが、それを変革、乗り越えようとする自己への挑戦的な感覚が必要
※ヒューマンレボリューション、他人との競争から自己との競争へ（山内委員）
- レディーファースト、ヘルプマークのような積極的解消、対話など見える化することによって、行動変容を促し得る運動、日常的、継続的な実践の啓発が必要（山内委員）
- 新型コロナを契機にして、ヘイトスピーチ等さまざまな既存の差別と結びついて人権侵害が行われていることから、日頃からの教育の重要さを認識しました。（稻森委員・再掲）
- 差別の存在が明確になった現状の中で、差別という形での人権侵害に対し、その解消対策として、教育・啓発を進める事と、条例制定により対応する方法との両輪で進める事が効果的であると思う。（藤田委員）

【情報の蓄積・分析・共有】

- 現時点で不足していると考えるのは、相談対応などの情報の蓄積、分析、市町なども含めた対応主体への共有体制だと考える。県はそれぞれの事案に対し情報と経験を蓄積し、対応能力を今以上に向上させる努力を講じることが妥当だと考える。（小林（貴）委員）

【議員・公務員の責務】

- 特に議員や公務員には、一般県民以上の重い責務を課すべきではないかと考える。（藤田委員）

5. 差別解消に向けた仕組みについて

【相談体制】

- 相談窓口の整備（対応時間、SNSなど）が必要。
LINE相談は即座に返ってこないと相談者の気持ちが離れる。
特に性差別による性被害相談機関は病院と連携する。長期のアフターケアが重要。（山本（里）委員）

【解消のための仕組み】

- 人権3法が成立し、障害者差別解消法に沿って、障がい者差別解消条例（障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい三重県づくり条例）が制定されている。

そこでは「差別の禁止」「差別解消のための体制（相談体制・紛争解決を図る体制）」「施策の策定と実施状況の監視」「三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化」「相談事例等の共有・検証、調査研究」が盛り込まれている。

具体には、知事に対する必要な助言・あっせんの申し立て

知事は三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聞くもの

場合によっては、当該者に対して必要な措置を取るよう勧告

等となっている。他分野についても、同様の内容を規定することが妥当と考える。（小島委員）

- 三重県犯罪被害者等支援条例にも、総合的な支援体制の整備が条例第8条に規定されており、参考になると考える。（小島委員）

- 差別や人権侵害を「受けた者への救済」（……）を明確にして実効性を高める必要があります。（稻森委員）

- 差別被害者の救済対策も重要で、被害者に対する調査には46.9%が何もせず我慢したと回答している事は、行政に対する失望感の表れと言っても過言ではなく、明確な方向性を示すべきである。（……）

「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県犯罪被害者等支援条例」に倣い被害の調査に始まり、被害の認定、その解決方法と救済までを手厚く支援していく必要がある。

具体的には被害者が行政機関等に支援を求めたとき必要な支援を途切れることなく受けることが出来るよう必要な措置を講ずる事や、その支援に従事する者に対し支援に関する研修を含め必要な措置を行う事、又市町に対し情報の提供や助言等の必要な支援を行うことが必要と考えられる。（藤田委員）

- 被害者の救済対策も含めた対応を本特別委員会は責任を持って行うべきと考える。（藤田委員）

- 差別解消に効果が期待できる条例の在り方について再度確認（抑止と救済）（東委員・再掲）

- 条例の中に、有識者会議あるいは審議会などの外部機関を設置することを入れる。そこで差別侵害であることを認定することが大事。そうすれば、裁判になんでも弁護士と一緒にになって書き込みが削減されるまで手続きを進められる。弁護士費用の支援も制度に入れるなどの仕組みが必要。差別全体についても行政だけで判断するのではなく、障害者差別解消地域協議会があるように、第3者や有識者を交えた審議会が理想〔松村参考人〕とあり、必要である。(中村委員)

6. 差別に対する規制等の措置

【規制的措置】

- 多文化社会：受け入れ社会のルールや常識を見直し、それに合理的根拠がなければ、改める覚悟を受け入れ社会に求める。〔楠本参考人〕

公共施設の利用制限が必要だと考える。公が差別拡散を結果として手助けすることにつながる危険性を十分に認識することが必要。(小島委員)

- 特に差別禁止を掲げるとともに、差別や人権侵害を(……)「行った者への措置」を明確にして実効性を高める必要があります。(稻森委員)
- 違法性があるか、何らかの処罰に値するかどうかは司法手続きに委ねるべきである。捜査権、司法権のない地方自治体の何らかの組織に対して、これに類する行為を行う権限を付与すべきではない。(小林(貴)委員)

【罰則規定の検討】

- 罰則規定についてどう考えるかが課題。(山本(里)委員)
- 条例化の中で罰則規定導入は慎重にしなければと感じた。(中村委員)

7. 個別具体的な施策

【人権センターの在り方】

- 人権センターにおいての救済、解決は可能か？
人権センターに相談⇒相談者に必要な情報を提供、ほかの専門機関（相談ネットワークの構成機関）を紹介する、そこまでの役割。現条例では、そこから先は追えないし、その責務、権限もないと人権センター長が明言された。
現条例の限界が明らかになったと考える。(小島委員)
- 人権センターが、総合的な人権を理解しあらゆる差別をなくすことを求める学習機関としての役目を果たすためのものになるよう刷新することが必要。(山本(里)委員)
- 現在設置されている県人権センターの相談窓口も単なる聞き取りと担当への紹介に止まり、問題解決の窓口になっていない現状がある。(藤田委員)

【インターネットによる人権侵害】

- 被害者が悪質な書き込みの削除を求めて現実は厳しい。プロバイダー責任制限法が2002年5月に施行され削除の要請が可能となつたが、削除は義務付けられていないため容易に削除されない。自治体として法務省や総務省に働きかけてプロバイダー責任法の改正を求め続けていく必要がある。(中村委員)

【女性・性に関する差別】

- 公共施設における生理的施設（トイレなど）の整備が促せるようなものにすることが必要。（山本（里）委員）
- 教育現場・職場・地域におけるジェンダーバイアス払しょくにつながるようにすることが必要。（山本（里）委員）
- 「世帯主」主義をやめる。権利の主体を個人でとらえることが必要。（山本（里）委員）
- 男性差別相談の在り方と、家庭裁判所・警察・児童相談所において、男女ともに関係者に十分話を聞き実態を把握するような対応が取れるようにすることが必要。（山本（里）委員）
- 女性差別撤廃条約は72番目に批准したが、女性差別撤廃条約選択議定書はまだ批准していない。すでに114か国が批准している。地方議会からぜひ批准するような形を持っていたら、すばらしいことだ。〔小川参考人〕
⇒ 参考人の地方議会への期待を感じた。（中村委員）

【障がい者に対する差別】

- 障がい者センターの利用において障がい者自身が大変不便に感じておられることを解消できるような施策へつなげるものにする必要。（山本（里）委員）

8. 条例の在り方について

【「人権が尊重される三重をつくる条例」及びそれに基づく取組について】

- 現在「人権が尊重される三重をつくる条例」に則り「三重県人権施策基本方針」「行動プラン」に従い、それぞれの対象について現状と課題を分析し啓発など方針を定めている事は妥当だと考える。（小林（貴）委員）
- 人権が尊重される三重をつくる条例およびそれに基づく県の人権施策に関しても、文言の見直しなどの検証が必要ではないだろうか。（石垣委員）
- 現在施行されている「人権が尊重される三重をつくる条例」について、条例がこれまでどのように県民に周知され、活用されてきたか検証が必要。（東委員）
- これまでの特別委員会での調査を踏まえて、現行条例の逐条調査を行い改正箇所や補強箇所の必要性の有無を含め検討。（東委員）

- (必要に応じて) 「人権が尊重される三重をつくる条例」の改訂が必要。(山内委員)
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」は、平成9年(1997年)「(前略) 人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的」として作られた。人権は尊重すべきであるという理念の定着、人権文化の構築は一定進んだと思われ、教育・啓発等の意義はあったと考えられる。しかし、差別には言及しておらず、差別解消に主眼が置かれていません。

↓

人権センターにおいての救済、解決は可能か?

人権センターに相談⇒相談者に必要な情報を提供、ほかの専門機関(相談ネットワークの構成機関)を紹介する、そこまでの役割。現条例では、そこから先は追えないし、その責務、権限もないと人権センター長が明言された。

現条例の限界が明らかになったと考える。(小島委員・一部再掲)

- (新しい条例を策定する場合は) 「人権が尊重される三重をつくる条例」との整合が課題。(山内委員)

【関連する条例の補完の必要性】

- コロナウイルス感染条例とLGBT条例については、それぞれの常任委員会での議論に委ねるが、差別解消の部分について、足らざる部分について特別委員会での条例検討の中で生かしていく。(中村委員)

【新たな(包括的な)差別解消条例の必要性】

- 三重県においては、差別をなくし人権を尊重する基本的な条例として「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されている。

↓

障がい者、感染症に関わった差別や性の多様性の尊重に関しては、独自の条例が制定されているか、制定がめざされている。

↓

しかし、それら条例のすべてが被害者救済に至るかというとそうではなく、部落差別やヘイトスピーチ等の差別を含め、様々な差別や人権侵害がまだまだ解決されずにあることから包括的な差別解消をめざす条例の必要性は明白である。(小島委員)

- 差別の存在が明確になった現状の中で、差別という形での人権侵害に対し、その解消対策として、教育・啓発を進める事と、条例制定により対応する方法との両輪で進める事が効果的であると思い、条例制定を進めて行くべきと考える。(藤田委員・一部再掲)
- 地方議会としてこの時期に特別委員会を設置したということは大きな意義がある。特別委員会は、7回(9名)の参考人からの聞き取りで明らかになった課題や問題提起に対し、きちんと応えていく責任がある。そのためには、参考人から出された様々な課題の解決に

向けて条例を策定し、行政が動くための推進計画なり行動計画が必要である。(中村委員)

- 多くの課題があり、特別委員会の委員の知恵を結集して他県のモデルとなるような差別解消条例を創っていくべきだ。(中村委員)

【様々な差別への個別的対応の必要性】

- 参考人から意見聴取をした、同和、コロナ他病気由来、インターネット、性的少数者、女性、障がい者、外国人、性犯罪被害者はもとより他「三重県人権施策基本方針」に記載のある貧困者、ホームレス、拉致被害者なども含めた様々な差別事例は、その原因是それぞれ異なり、解決に向けての対策も自ずから異なるため、差別全体を捉えて共通する、対策ないしは措置を定めることは非現実的である。個別具体的な対応が相応しい。(小林(貴)委員)

【条例に盛り込むべき事項】

- 差別解消条例に入れるべきこと、として以下の提案を松村参考人よりいただいた。禁止から、相談・救済までの仕組みを作ることが必要だと改めて考える。
 - ①差別の禁止 禁止する内容に関する規定
 - ②差別被害相談と救済規定 相談：ワンストップでまず受け止めて、いろんなセクションに専門的な見地から聴き取り、相談者に返すところまで。
 - ③教育や啓発の規定
 - ④実態調査規定 調査権限 差別是正措置 審議会の設置
- ・県や県民、市町や事業者の責務、連携規定、既存条例には事業者の責務なし (小島委員)

9. その他

【他都道府県等の条例の更なる調査】

- 都道府県などにおける差別の解消に関する条例について、先日事務局より報告されたが、その内容について精査。(東委員)
- ヘイトスピーチについても先進的に取り組んでいる大阪市、川崎市、東京都の条例で、差別とは何か認定するための差別防止対策等審議会などを設置しており、その制定過程の議論や制定後の実態を調査する必要がある。(中村委員)